

パブリック・コメント手続実施結果報告

◇案件名 「中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について

◇意見募集期間 平成28年12月7日から平成28年12月27日まで

◇提出方法別意見提出者数

◇提出方法	人（団体）数
電子メール	2
ファクシミリ	0
郵送	0
窓口	0

◇ 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方（同趣旨の意見は一括）

・項目1 「中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の考え方」について（0件）

No.	該当ページ	提出された意見の概要	区の考え方
	なし	—	—

・項目2 「中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」について（7件）

No.	該当ページ	提出された意見の概要	区の考え方
1	1ページ	<p>第2 正当な理由の判断の視点 正当な理由を「客観的に判断する」とありますが、何をもちて客観的判断とみなすのか（客観的：客観性を示す説明文）の文言がありません。 この文言が無い場合、職員による“不当と思われる「正当な理由」”を根拠に、この差別的取扱いを禁止する法が形骸化していく可能性が十分に考えられます。よって、「客観的に判断する」の客観性の意味を具体的に説明する文言（例えば、第三者からみても納得を得られる「客観性」がある、など）を入れ、形骸化させない根拠を示して下さい。</p>	<p>「対応要領の考え方」で示しているとおり、相談者から不当な差別的取扱い等の相談があった場合は、事実の詳細その他必要な情報を聴取し、事実確認をした上で、対応状況が適切であるか否かについて検証を行う会議を開催し、必要があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止を図る。また、区の取り組みを点検・評価するため、学識経験者等により構成される第三者機関を設置する。</p>

2	4 ページ	<p>第6 合理的配慮の具体例 （合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）</p> <p>「①筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。」とあるが、「手書き文字」も加えて欲しい。</p>	<p>第6 合理的配慮の具体例 （合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）</p> <p>「①筆談、読み上げ、手話、点字、<u>手書き文字</u>、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。」と「<u>手書き文字</u>」について追記する。</p>
3	4 ページ	<p>第6 合理的配慮の具体例 （合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）</p> <p>指示語（これ、それ、あれ、どれ等）は、視覚障害者には伝わりにくい。また、聴覚障害者に要約筆記をする際にも、具体的に伝えることができない。会議等では使わないように注意して欲しい。</p>	<p>第6 合理的配慮の具体例 （合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）</p> <p>「⑧比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現、<u>指示語</u>などを用いずに具体的に説明する。」と「<u>指示語</u>」について追記する。</p>
4	4 ページ	<p>第6 合理的配慮の具体例 （合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）</p> <p>「聴覚障害者のコミュニケーション状況は個々に異なるので、できるだけ事前に確認して、本人の希望に添った意思疎通手段で対応する。」という一文をまず初めに記載して欲しい。</p>	<p>意見の内容は、「第4 合理的配慮の基本的な考え方（2 ページ）」で示しているため、具体例には記載しない。</p>
5	4 ページ	<p>第6 合理的配慮の具体例 （合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）</p> <p>「障害のある方の施設・設備等の利用、アクセスに配慮した視覚的な掲示物（耳マーク等）を、カウンター等に優先的に掲示できるようにする。」という一文を記載して欲しい。</p>	<p>耳マークについては、既に全分野に配付している。各窓口の来庁者から見える場所に設置するよう徹底する。</p>
6	4 ページ	<p>第6 合理的配慮の具体例 （合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）</p> <p>「広報・啓発や説明等に使用する映像には、可能な限り手話・字幕付きの映像を使用する。」という一文を記載して欲しい。</p>	<p>合理的配慮の提供事例として中野区障害者対応基本マニュアルに記載する。</p>
7	4 ページ	<p>第6 合理的配慮の具体例 （合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）</p> <p>「聴覚障害者等の利用に配慮し、駐車場の自動音声や入口のインターホン等を、視覚的表示で使用できるようにしたり、人的対応ができるように配慮する。」という一文を記載して欲しい。</p>	<p>合理的配慮の提供事例として中野区障害者対応基本マニュアルに記載する。</p>